

# 警備業法の一部改正について

令和6年4月1日から認定証が廃止され、標識の掲示が必要となります。

## 改正内容

### ① 認定証の廃止

認定証の廃止により、認定（更新）時に、認定証は交付されません。

申請審査手数料は従来どおり必要となります。

認定の有効期間や、更新申請の期限（有効期間の満了の日の30日前まで）の変更はありません。

### ② 認定証再交付申請及び書換申請の廃止

認定証の廃止により、認定証の再交付や書換申請が廃止されます。

### ③ 標識の作成及び掲示義務

警備業者は、自ら作成した所定様式の標識を主たる営業所に掲示するとともに、管理するウェブサイト上に標識を掲示しなければなりません。

ただし、常時使用する従業者の数が5人以下の場合や、ウェブサイトをも有していない場合は、ウェブサイトへの掲示義務は免除されます。

現に認定証を掲示しているすべての警備業者が、標識に変更していただく必要があります。（経過措置はありません。）